



安城市と株式会社アイシンの地域活性化に関する包括連携協定書

安城市と株式会社アイシン（以下、「両者」という。）は、次のとおり地域活性化を推進するための包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が相互に連携協力することにより、安城市における諸課題を解決し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、両者は、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について連携協力するものとする。

- (1) 市民の健康増進に関すること。
- (2) 地域の安全・安心に関すること。
- (3) 地域産業の振興・地産地消に関すること。
- (4) 子育て支援・青少年の健全育成に関すること。
- (5) 情報発信及び市民サービスの向上に関すること。
- (6) SDGs及び脱炭素社会の推進に関すること。
- (7) 地域のブランディングに関すること。
- (8) 地域の観光・文化の振興に関すること。
- (9) 三河安城地域における広域的交流の創出に関すること。
- (10) 三河安城駅周辺を中心とする西三河の関係人口の創出に関すること。
- (11) 株式会社アイシンの所有するアイシン安城工場（安城市三河安城町1丁目11番地2）の移転跡地に立地を予定する多目的交流拠点の整備を通じたまちづくりに関すること。
- (12) その他必要と認められる事項。

（個別の事業等）

第3条 連携協力事項に関する事業の具体的な内容、実施方法等については、両者協議の上、別に定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 両者は、連携協力事項に関連して知り得たこの協定の当事者（両者を含む）の秘密（当該当事者が秘密である旨の意思表示がなくとも明らかに秘密と認められるものを

含む。）を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、安城市は、前項の秘密であって安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49条）第2条第2号に規定する公文書に記載されたものを、同条例第7条から第9条までの規定により開示しなければならない場合は、同条例第15条第1項及び第2項の規定による意見聴取並びに同条例第3項の規定による通知を相手方にした上で、当該秘密開示することができる。
- 3 両者は、法令又は条例に基づく場合を除き、第2条に掲げる事項の実施により知り得た個人情報を第1条の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（漏洩を含む。）してはならない。
- 4 両者は、この協定の期間満了又は協定の解除により効力を失った後も、前3項に定める秘密保持の責務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の期間満了日の1か月前までに、両者いずれからもこの協定の改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、両者の代表者が署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和4年5月26日